特別高圧電力料金高騰対策支援金（第６期）　Ｑ＆Ａ

【本支援金について】

番号	質問	回答
1	特別高圧電力とは何か。	電力会社との電力受給契約の中での供給電圧の区分のひとつで、大量の電力を使用する施設（大規模な工場など）で用いられます。 供給電圧の区分には、低圧、高圧、特別高圧があります。 供給電圧は、電力会社との契約書や、電力会社からの請求書で確認できます。
2	施設が特別高圧電力を利用しているか分からない。どのように確認すればよいか。	入居されている施設の管理者にお問い合わせください。
3	なぜ特別高圧電力だけが対象なのか。	低圧電力と高圧電力については国による負担軽減策の対象となっていることから、県では国の支援対象とならない特別高圧電力を対象としています。
4	なぜみなし大企業は対象外としているのか。	大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としたものです。
5	支援対象期間を令和８年７月から９月までとしているのはなぜか。	本支援金は、令和８年７月から９月までの間、物価高に伴う生活者支援として国が低圧電力と高圧電力について実施した負担軽減策に対応する支援であることから、同期間を支援対象期間としました。
6	支給単価を２円/kWhとしているのはなぜか。	国による低圧電力及び高圧電力についての負担軽減策における支援単価を踏まえ、事務処理上の便宜を考慮して端数処理を行い、２円/kWhとしました。

【申請について】

番号	質問	回答
7	「〇月使用分」とはいつからいつまでのことか。	「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します。例えば、７月10日～８月９日の電力使用量を８月10日に検針し請求があった場合、これが７月使用分（８月検針分）となります。 電力会社や商業施設等からの請求書の「〇月分」の表記と異なる場合もありますので、ご注意ください。
8	どうすれば支援を受けられるのか。	支援金の交付申請を行う必要があります。交付申請は特設ホームページから行うことができます。
9	書面により申請を行うことはできるか。	特設ホームページから申請書類をダウンロードし、簡易書留等（送付物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により、三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（〒460-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南１丁目６番１号-12 サン納屋橋ビル２階）宛てに提出してください。 なお、持参による受付は行っておりません。
10	申請書類の提出に係る送料は、申請者の負担となるのか。	申請書類の送料は申請者の負担となります。
11	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	窓口での申請書類の作成補助は行っておりません。また、持参による受付も行っておりません。 なお、申請書類の作成に当たり、ご不明な点等がありましたら、三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（電話0120-778-232）にお問い合せください。
12	電力使用量が分かる書類とは何か。	電力会社からの請求書、請求明細書等（商業施設等に入居している場合は商業施設等からの請求書、請求明細書等）になります。 なお、申請時はコピーを提出してください。
13	特別高圧電力を受電していることが分かる証明書とは何か。	電力会社との契約書や、電力会社からの請求書等になります。 なお、申請時はコピーを提出してください。
14	県内の商業施設等に入居する中小企業だが、特別高圧電力を受電していることが分かる証明書として、商業施設等の電力会社との契約書等が必要か。	商業施設等の管理者から三重県に特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類（電力会社との契約書や、電力会社からの請求書等）を提出いただければ、その施設に入居するテナントから、施設の電力会社との契約書等の提出は不要です。 なお、三重県に特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類を提出いただいた商業施設等の一覧については、特設ホームページで公開しています。

【対象者について】

番号	質問	回答
15	本社が三重県外にあり、事業所・店舗は県内にある場合は支援対象となるのか。	本社が県外にあっても、三重県内の事業所において特別高圧電力を受電していれば対象になります。
16	ＮＰＯ法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支援対象となるか。	受給資格を満たしていれば対象となります。
17	特別高圧電力の契約を行っている大企業の工場の一角に入居して売店を経営している中小企業だが、支援対象となるか。	商業施設に限らず、工場等の特別高圧電力を受電している施設内で配電を受けている場合も、受給資格を満たしていれば支援対象となります。
18	特別高圧電力を受電する商業施設から対象期間中に退去し、県内の（特別高圧を受電していない）別の場所で営業を継続している場合、支援対象になるか。	令和８年７月から９月までの間で、特別高圧電力の料金を負担していた期間は支援対象になります。
19	商業施設に入居しているが、商業施設側からの電気料金の請求が使用量に基づかない場合、申請はできないのか。	申請できます。この場合、商業施設から請求された月の電気料金をもとに支援額を決定します。 （例）電気料金が月100,000円の場合 『電気料金（円）＝消費電力（kWh）×料金単価（円/kWh）』 料金単価については、資源エネルギー庁が提示している「標準的なご家庭（※）における電気料金単価」（令和５年６月改定）を用いる。 （中部電力管轄であれば27円/kWh、関西電力管轄であれば22円/kWh） ※30Aで400kWhを使用されるご家庭をモデルとして試算 100,000÷27＝3,703kWh（少数点以下切り捨て） 3,703×2＝7,406円
20	使用量に関係なく定額で契約している場合、支援金の対象になるのか。	本支援金はエネルギー価格高騰による事業者の負担増加を軽減させるための制度ですが、定額料金を支払っている場合はエネルギー高騰の影響を受けているとは考えられないため、支援金の対象外となります。
	三重県が実施する他の支援金の対象になっていても、実際に他の支援金を受給していなければ、支援金の対象となるか。	本支援金の申請期間中又は申請期間よりも前に、本支援金と同一の対象期間における特別高圧電力について、三重県が特定の業種の事業者を対象として他の支援金事業を実施している場合、他の支援金の受給の有無にかかわらず、当該業種の事業者は本支援金の対象外となります。
	本支援金の申請期間終了後に、本支援金と同一の対象期間の特別高圧電力について、三重県が他の支援金事業を実施した場合、すでに受給した支援金はどうなるのか。	本支援金の申請期間終了後に、本支援金と同一期間の特別高圧電力について、三重県が他の支援金事業を実施した場合であっても、原則として、既に受給した支援金を返還する必要はありません。ただし、他の支援金（当該支援金）が本支援金を受給していないことを受給要件としている場合には、当該支援金を受給するため本支援金を返還しなければならない場合があります。詳しくは当該支援金を所管する担当課にお問合せください。

【交付決定について】

番号	質問	回答
21	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	交付決定した場合は、申請者へ「交付決定兼額確定通知書」を送付します。
22	「交付決定兼支援額確定通知書」はどこの住所に送付されるのか。	申請書に記載された本社（事業所）所在地又は「郵便物の希望送付先住所」欄でチェックを入れた住所に送付します。
23	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。 なお、振込先口座の情報が分かる書類として通帳のコピーを提出いただく際には、金融機関名、口座番号、名義人が記載されている箇所のコピーをご用意ください。
24	支援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。 申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
25	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。